

〔解題〕

『新編 靖国神社問題資料集』 刊行の経緯と収録資料の概要 — 靖国神社の近現代史に寄せて —

春山明哲（調査及び立法考査局 専門調査員）

靖国神社問題とは、そもそもどんな問題なのだろうか。靖国神社は、その前身である明治二年創建の東京招魂社から数えると、今年で創立一三八年目となり、その歴史は近代日本の出発とともに始まり、現代日本に至っている。靖国神社問題を「靖国神社をめぐる諸問題」と捉えるとするならば、その問題領域は、国家と宗教の関係、憲法の解釈、といった「法と政治」の問題から、日本の伝統文化・社会慣習、日本人の宗教意識などの「文化と社会」の問題、さらには、戦争・植民地・占領・東京裁判などをめぐる「歴史と外交」の問題にまでわたっている。

このように靖国神社をめぐる問題の領域は広く、また、長い期間論議されてきたことから、この問題に関する文献資料は夥しい量に上っている。しかし、靖国神社そのものの歴史については、利用できる資料の制約もあって、これまで必ずしも史実に即した理解が十分なされてきたとはいえないのではなからうか。本編では、後述するような経緯を経て、靖国神社問題に関するいわば「一次史料」をある程度収録することが可能となった。

ここでは、本編の特色をご理解の上、これをご利用いただくために、刊行の経緯と収録資料の概要を中心に、

若干の解説を試みることにしたい。以下では、(一)刊行の経緯と編集にあたっての基本的考え方、(二)本編で採用した時期区分とその簡単な歴史的背景、(三)本編に収録した資料、特に「一次史料」の概略、(四)本編を利用するための基本的な参考文献の紹介及び今後の調査研究に向けての展望、の四つに分けて記述する。

一 刊行経緯と編集方針

(一) 資料研究から刊行計画までの経緯

昭和五一（一九七六）年、調査及び立法考査局（以下「調査局」とする。）の「調査資料」の一冊として『靖国神社問題資料集』が刊行された。この資料集の作成にあたったのは文教調査室・課（現在の文教科科学技術調査室・課）である。約四百ページに及ぶこの資料集は、それまで国会に五回にわたって提出された靖国神社法案を中心に、国会審議、関係法規等、政党・宗教界等各界の意見、関係裁判記録等の関連資料を収録したものであった。

以来、三〇年が経過したが、靖国神社問題は、波はあるものの依然として国会のみならず国内さらには国際的な論議の対象となっており、ことに近年小泉純一郎首相

が靖国神社の参拝を毎年行うようになってから論議は夥しいものになった。これを反映して、議員からの調査依頼や資料要求が多数寄せられ、また、政党の政策審議機関等における報告の依頼、報道機関等からの問合せも寄せられた。

このような調査を通じての大きな特徴は、回答を求められる事項として、歴史的な事実経過に関するものが非常に多いことである。しかも、史実を確認できる資料は必ずしも多くなかった。このような状況に効果的に対応するためには、前回の資料集を増補改訂することが望ましいとの考えから、「新編」の刊行可能性を検討することにした。そのために、平成一八年一月、靖国神社問題の主たる担当である文教科科学技術調査室・課のほか、憲法及び外交分野の担当者も加えた調査局職員による「靖国神社問題等関係資料研究会」を立ち上げ、問題の経緯背景、論点等の研究と関係資料の状況について調査にとりかかった。

この資料研究のいわば中間報告にあたるものとしてとりまとめたのが、『レファレンス』二〇〇六年七月号（第六六六号）に掲載した拙稿「靖国神社とはなにか―資料研究の視座からの序論―」である。この論文でも触れたことであるが、資料研究の結果気が付いたことのひとつは、靖国神社問題を論じたものが非常に多い割には、靖国神社自体に関する調査研究がきわめて乏しいという事実である。

例えば、極東国際軍事裁判のいわゆる「A級戦犯」を代表的な例として、靖国神社の合祀対象の範囲やその是

非については大いに論じられている。しかし、実際にどんな資格や基準で靖国神社が合祀してきたのか、戦前と戦後とではどのような変遷があるのか、これらについては前回の資料集にごく簡単な記述があるにすぎない。また、昭和六〇年、中曽根内閣期に設置された「閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会」（いわゆる「靖国懇談会」）の内容は、当時非公開であった。その後も、どんな議論がなされたのかを知る資料は公開されていない状況が続いてきた。さらには、戦後まもなく、占領当局の「神道指令」等により靖国神社は国家から切り離されて宗教法人になったが、これに関する連合国軍最高司令官総司令部（以下「GHQ」とする。）の資料も、一部研究者による調査があるのみで、その経過は必ずしも明らかではない。

このような状況に鑑み、資料研究の一環として、歴史的な事実経過を知るためのいわば一次史料の「発見」と収集に、可能な限り取り組むことになったのである。その結果、靖国神社をはじめとする関係機関及び関係者の多大なご協力を得て、多数の貴重な資料を収集することができた。その詳細は、「三 収録資料の概要」で触れることとしたい。

## (二) 編集にあたっての基本的な考え方

ここでは、本編の編集にあたっての基本的な考え方を述べておきたい。

その第一は、これまで未公開であった「一次史料」を優先して収録することである。重要ではあってもすでに

公開され、利用が比較的容易なものとは掲載しないこととした。また、昭和五年刊行の資料集に収録のものは原則として重複を避けた。

第二に、今回収集した「一次史料」は相当の分量のほり、ページ数の制約等からその全部を掲載することはできない。このため、国会等で論議されてきた論点、例えば政教分離の原則から見た国家と宗教の関係、といった基本的論点に関係するものを基準として、重要と思われる資料を選択した。ただし、資料群の全体像を把握するための一覧表を作成して掲載したものもある（例えば、「厚生労働省所蔵・戦没者身分等調査に関する都道府県あて文書保存目録」）。

第三に、新規に収集した一次史料以外では、国会、政府、裁判所の関係資料を重視した。これらの収録にもスペースの制約があるが、その情報の重要性を考慮し、関係資料の網羅的なリストを作成し、掲載することとした（例えば、「靖国神社問題関係国会等会議録一覧」）。

第四に、資料の配列にあたっては、靖国神社問題の「流れ」と資料の関係を対応させるために、大まかな時期区分を設定し、それぞれの時期に該当する資料を、原則として年月日順に配した。したがって、資料は複数の時期に分散することになるが、全体を把握するため資料群の一覧表を作成した（例えば、「靖国神社問題関係質問主意書・答弁書一覧」）。

第五に、文書史料の収録にあたっては、原本性の保持、利用上の便宜等を考慮し、写真とデータ入力の方法を併用し、歴史的に意味があると思われるものについては、

可能な範囲で、書き込み、削除、付箋等についても再現することとした。詳しくは凡例を参照されたい。

以上の刊行経緯と編集方針から、本編の特徴を述べれば、靖国神社問題の歴史の経緯を把握するための一次史料群と、立法・行政・司法の各部門がこの問題に関わってきた過程から生成された資料を対象として、この問題に関する基本的な論点を基準として選択したもの、ということが出来る。

## 二 時期区分と歴史的背景

編集方針のところでも述べたように、本書に収録した資料の配列にあたっては、おおまかな時期区分を設定することとした。区分する際の基準と視点としては、日本近現代の歴史学的な通説、「靖国神社問題史」ともいえるべき政治的・社会的な視点、靖国神社の理念・組織・運営の変遷に着目する視点、そして、資料群の生成過程と量としてのまとまりなどを考慮した。

第一期 嘉永六（一八五三）年から昭和二〇（一九四五）年八月一四日まで

慶応四年（明治元年）の太政官布告に基いて明治二年に建立された東京招魂社は、明治一二年別格官幣社に列せられ、靖国神社と改称された。太政官布告には「癸丑以来殉難者ノ霊」とあり、実際、癸丑（嘉永六年）のペリ来航以来国事に斃れた人々が靖国神社に祭神として合祀されていることから、始期を嘉永六年とした。なお、文久年間には京都で招魂祭が行われ、これが靖国神社の

源流とされている。戦前期を一括すれば、終期は昭和二〇年となるが、靖国神社の性格や合祀資格等を検討する場合には、幕末明治維新から明治・大正・昭和前期にいたる靖国神社の展開を、さらに段階的に把握する必要がある。

資料生成の側面からは、靖国神社を所管した陸海軍省の文書が核心をなすが、靖国神社自身による文書集積と歴史編纂事業（明治四四年『靖国神社誌』等）も重要である。

第二期 昭和二〇（一九四五）年八月一日から昭和二七（一九五二）年四月二七日まで

連合国による日本占領開始から対日講和条約締結までの占領期を第二期とする。GHQ民間情報教育局宗教課は「神道指令」を起草するとともに、靖国神社の詳細な調査を行い、その運営を厳しく監視した。

この時期に生成した資料としては、GHQ関係資料、靖国神社とGHQ交渉記録、及び神社本庁創設等に関する神社界の資料などがある。解体された陸海軍の合祀関係事務については、第一・第二復員省等を経て旧厚生省引揚援護局の復員業務へと継承されていく部分と、最終的に靖国神社に移管された部分とがあり、この詳細はこれまで明らかではなかった。

第三期 昭和二七（一九五二）年四月二八日から昭和四九（一九七四）年まで

この時期は、前期、すなわち靖国神社の合祀事業が旧

軍人関係団体や日本遺族会等の支援と国・都道府県等の協力によって推進され、それが概ね完了した昭和三四年（靖国神社創立九〇年にあたる）までと、日本遺族会等によって靖国神社の国家護持運動が展開され、政党・宗教界をはじめ国民的な関心と論争を経て、国会で靖国神社法案が廃案になるまでの後期とに分けられる。

この時期とくに後期は「靖国神社問題」という問題領域が成立したともいいうる時期で、靖国神社のあり方や靖国神社法案の賛否をめぐって、夥しい資料が生成した。調査局が昭和五年に刊行した資料集は、主としてこの時期の資料を収録したものである。

第四期 昭和五〇（一九七五）年から平成一二（二〇〇〇）年まで

この時期は、首相の「公式参拝」をめぐってさまざまな論争や訴訟が展開されたことによって特徴づけられる。三木武夫首相の八月一日の「私的参拝」から、昭和六〇年の中曽根康弘首相による「公式参拝」までを前期、それ以後、公式参拝を違憲として各地で訴訟が相次いだ時期を後期とすることができよう。後期は、政教分離や公式参拝について裁判所の判決がつきつきと出されたことから「司法判断の時期」ともいえる。また、「公式参拝」は中国等の反発を招き、以後、靖国神社問題が「国際化」していく傾向を帯びたことも、この時期の特徴である。

資料生成の観点からは、中曽根内閣期の「閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会」と、裁判所の判決を含む

訴訟関係資料が重要である。とくに「靖国懇談会」は、政府レベルでの戦後初めての本格的な検討であり、また、懇談会メンバーは当時の日本における各界の代表的な識者であることから、きわめて重要なものといえることができる。

第五期 平成一三(二〇〇一)年から平成一八(二〇〇六)年まで

小泉首相が毎年参拝することにより、靖国神社問題は国内的に再び論争の的となった。それにもまして、中国、韓国の強い反発が外交関係の措置に及ぶにいたって、靖国神社問題の国際的側面が明瞭になった時期である。この問題の核心には、東京裁判や戦前の日本の戦争・植民地支配等をめぐる、「歴史認識」問題がある。

靖国神社問題に関するジャーナリズムの報道や論評、靖国神社関連の出版物の刊行、インターネット上の言論など、いわば「メディアの時期」といえるほど、資料・情報が多く生成された時期である。

なお、この時期の資料については、巻末の一覧表の収録範囲には含めたものの、本文は収録しなかった。これは、スペースの制約があることと、これらの本文がフルテキスト・データベースあるいはウェブサイト等を通じて公開され、利用が比較的容易であるためである。

### 三 収録資料の概要

本編で収録した資料のうち、「一次史料」というべき五つの資料群を中心として、その概要を以下に紹介する。

(一)靖国神社所蔵文書「靖国神社合祀者資格審査方針綴」等

靖国神社には、関東大震災や戦時中の空襲の被害を免れた、明治初期の東京招魂社以来約一四〇年間の記録文書が大量に保存されており、その中には、戦後、旧陸海軍省から継承した合祀事務関係資料も含まれている。

靖国神社所蔵資料については、『靖国神社百年史 資料篇下』の「第一八 参考文献」の「1 靖国神社所蔵資料」(五四三～五七九ページ)に「所蔵資料のうち、修史に必要と思われるもの」の概要が記載されている。今回、資料調査の対象となった「靖国神社合祀者資格審査方針綴」、「審査関係綴」、「調査部に関する書類綴」、「祭祀制度調査委員会関係綴」、「第一復員局業務部合祀班関係綴」は、いずれも『靖国神社百年史 資料篇下』には記載がなく、これまで外部には非公開のものである。これらのうち、「靖国神社合祀者資格審査方針綴」は八冊からなり、第一・二冊は、明治維新から昭和二〇年七月までの戦前期の合祀に関するもので、主として旧陸軍関係の文書である。これらの文書によって、明治初期から戦前期までの合祀者資格審査の方針、運用実態等を知ることができる。第三冊から第八冊は、終戦から昭和五〇年までの期間のもので、占領期初期の宗教学法人への移行、GHQと靖国神社との交渉、国(厚生省引揚援護局)による合祀協力事務関係のもの等である。

これら靖国神社所蔵の文書は、現用文書であり、外部非公開のものであるので、どのような資料を収録対象とするかについては、慎重な検討が必要であった。概ねの

考え方としては、戦前の陸海軍関係文書については、戦前における資格審査方針の変遷を知る上で基本的なものと思われる文書を選定した。占領期のものについては、GHQの神社政策、靖国神社の宗教法人への移行に関するものを中心とした。戦後期の資料については、合祀事務における国と靖国神社の関係を把握するために必要な文書を主たる対象として資料の選定を行った。なお、その内容が宗教法人靖国神社の運営自体に関するものは除外している。また、合祀者の資格審査の過程における個人情報については、氏名等の記録は割愛することとした。

(二)厚生労働省所蔵「戦没者身分等調査に関する都道府県あて文書」

これらの文書は、厚生労働省社会・援護局業務課調査資料室が保管しているものであり、同室によれば、都道府県宛に印刷された通知文書を担当者で整理・保管していたもの、とのことである。「戦没者身分等調査に関する都道府県あて文書保存目録」には、文書の整理番号で八一点が収録されているが、目録作成後に数点の文書が追加されている。また、手書きの内部資料と推測されるものもあることから、都道府県宛に通知された文書と事務の必要上生じた文書が合わせて保管されたものと考えられる。

戦後における靖国神社の合祀については、旧軍人関係団体や遺族団体等からの促進要望等を受けて、たびたび国会でも質疑が行われた。昭和三〇年五月一六日の第二回国会衆議院予算委員会で、重光葵副総理は、憲法の

政教分離の関係で直接政府が予算を出すわけにはいかにいが、厚生省等の管轄事務の中でできるだけの手段を講じる努力をする旨の答弁を行い、川崎秀二厚生大臣も靖国神社からの戦没者の経歴等の問合せについて積極的に協力していきたいと発言した。川崎厚生大臣は、同年六月二二日の参議院予算委員会でも、厚生省の事務を靖国神社の合祀と結びつけて行う相当便宜的な方法もあるのではないかと具体的に研究する、と答弁した。

これらの経緯を受けて、厚生省は、昭和三十一年四月一九日援発第三〇二五号「靖国神社合祀事務に関する協力について」という引揚援護局長名の通牒を各都道府県に発したのである。この協力事務は当初概ね三年間で大部分の合祀が完了することを目標に、予算措置を講じた上で開始されたが、本編に収録した文書によれば、合祀事務協力は昭和四五年まで継続され、その後も昭和四六年から六一年まで「戦没者身分等調査」という名称で事実上継続していたことが分る。このことからすれば、これらの文書の名称としては「靖国神社合祀協力事務関係文書」といったほうが内容に即しているともいえよう。

これらの文書は、厚生省引揚援護局と都道府県の関係における合祀協力事務の実態を詳細に把握する上で、また、国の機関と靖国神社の関係における合祀事務の具体相を知る上で不可欠の資料と言えよう。収録にあたっては、文書全体の一覧表を作成・収録した上で、協力事務の体制と展開を示す基本的文書を選定した。

この厚生労働省所蔵文書と、本書に収録した靖国神社の「靖国神社合祀者資格審査方針綴」を合わせて利用す

ることにより、合祀事務の具体的経過が相当程度把握できるものと考えられる。ただし、戦後における合祀の歴史を全体として把握するためには、単に政教分離からする国と宗教学者の関係の視点のみならず、厚生省以外の関係省庁の関わり方、都道府県側の世話部等の資料、日本遺族会等の資料、そして戦後の日本社会における靖国神社合祀についての国民世論等、多面的な検討が必要になると思われる。

### (三)「ウッダード文書」

「ウッダード文書」とは、米国オレゴン州ユーージーンにあるオレゴン大学図書館特別コレクション・大学アーカイブズが所蔵する Special Collections 中の “William P. Woodard Papers” で、GHQの宗教政策に関わり靖国神社の調査を担当したウィリアム・P・ウッダード (William Parsons Woodard) が収集・所蔵していたものである。

ウッダードは、一八九六年九月十日にミシガン州カラマズーに生まれた。カラマズー大学で歴史を学び、一九一八年卒業後第一次大戦に出征、除隊後ユニオン神学校で宣教師としての教育を受けた後、一九二一年に妻のハリエットとともに来日した。札幌、京城での伝道のほか、日本の組合派キリスト教会本部で活動した。第二次大戦中一時帰国し海軍に入ったが、戦後一九四五年一月、米国戦略爆撃調査団の一員として再び来日した。一九四六年からGHQ民間情報教育局の宗教調査の主任 (Chief of the Religions Research Branch, Special

Projects Officer) として、日本の宗教界や政府との交渉、靖国神社・護国神社等の宗教調査、宗教学者法の立案など、占領期の宗教政策全般に関与した。一九五二年の講和条約発効後も日本に留まり、一九五四年に財団法人・国際宗教研究所を設立して、宗教学者の岸本英夫東大教授らとともに、日本宗教の研究と国際交流活動を行った。一九六六年に帰国後、クレアモント大学で教鞭を取るかたわら、一九七二年に、“The Allied Occupation of Japan 1945-1952 and Japanese Religions” を出版した(邦訳に、ウッダード著、阿部美哉訳、『天皇と神道—GHQの宗教政策—』、サイマル出版会、一九八八年)。一九七三年二月二十日死去した(七六歳)。その後、関係資料を保管していた後妻のマーガレットから彼女の母校のオレゴン大学図書館に寄贈されたものが、これらの文書である。

ウッダード文書の目録(一九八七年)によれば、同文書は、一二〇箱に分類された文書資料、写真フィルム、録音テープ、一五〇点の図書類から成り、書簡、手稿、連合国占領期文書、調査ファイル、伝道記録、著作原稿等に分類されている。靖国神社関係は、連合国占領期文書のうち箱番号二八／六〇九が “Yasukuni Shrine” として整理されているが、他の箇所にも靖国神社関係のものが含まれている。

本書収録に際しては、米国の国立公文書館で日本占領関係資料の収集にあたっている国立国会図書館の職員をオレゴン大学図書館に派遣し、関係資料の調査・収集を行い、その中からGHQの靖国神社政策の立案に関係す

る資料を中心に選択した。資料掲載にあたっては、同図書館の許諾を得ている。なお、今回入手した資料の全体を「ウツグード文書・靖国神社関係文書一覽」として本書に収録した。同文書については、当館憲政資料室において、マイクロフィルムで公開できるよう関係機関と協議を始めたところである。

(四)「閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会」関係資料  
昭和五九年、「戦後政治の総決算」を掲げる中曽根首相は、昭和五〇年の三木首相の「私的参拝」以来問題となってきた首相等の参拝問題を検討するため、藤波孝生内閣官房長官のもとに、私的諮問機関である「閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会」を設置した。この懇談会は、林敬三氏（日本赤十字社社長）を座長に、憲法、法曹、宗教、文学等各界の学識経験者一五人のメンバーから構成された。同懇談会は、昭和五九年八月三日の第一回から昭和六〇年八月九日まで計二一回開催され、「閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会報告書」がとりまとめられた。

この懇談会の議事は当時非公開で行われたため、その内容を公表するよう国会で質疑が行われたこともあったが（昭和六〇年一月二七日、衆議院外務委員会）、その後も議事録等の関係資料の公開は行われてこなかった。現在までのところ、内閣官房においても懇談会関係資料の存在は確認できていないとのことである。今回収録した資料は、当時、懇談会のメンバーであった佐藤功上智大学教授（平成一八年死去）が整理・保管されていた関

係資料の一部で、今回、上智大学法学部の矢島基美教授のご協力を得て、佐藤家から寄贈いただいたものである。なお、佐藤功教授関係資料については、残された文書類について選定作業のち、当館憲政資料室に寄贈される見通しであり、いずれ公開利用されることになる。

この資料群は、懇談会の事務局が各回の主要な資料を縮小コピーして整理したファイルと、佐藤教授が配布された資料を会議単位に封筒に分けて整理したものとは別される。したがって、後者には佐藤教授による書込みや、会議に提出されたパンフレット、新聞記事コピーなどの種々の資料も含まれている。これらのうち、本編では、前者のファイルから、議事概要、主要な配布資料、事務局が作成または整理した資料など、懇談の内容と流れを把握するために重要と思われる資料を選択して収録した。したがって、委員個々の発言、意見等は含まれていない。

(五)環境省所蔵「千鳥ヶ淵戦没者墓苑建設の経緯」  
千鳥ヶ淵戦没者墓苑は、昭和二八年一月一月の閣議決定（「無名戦没者の墓」に関する件）以来、種々の経緯を経て、昭和三四年三月二八日竣工した。本資料は、当時の厚生省担当者が事務の過程で発生した資料を整理・保管したもので、全八冊にファイリングされている。環境庁の発足後、墓苑の管理は、納骨施設の部分は厚生省の所管、周囲の墓苑は環境庁の所管となったことから、建設の経緯関係の資料が環境省に引き継がれたものである。

収録資料の期間は、昭和二六年から昭和三四年までで、その内容は「無名戦没者の墓」の建設に関する各種の調査、関係団体等の意見、海外調査、敷地選定に関するものなど、閣議決定にいたるまでの資料と、その後の関係者による打合せ記録、収集した遺骨の管理方法に関する資料、敷地関係の図面など、墓苑の竣工にいたるまでの多種多様な資料から成っている。

本書では、これらの膨大な資料から、墓苑の位置づけ・性格、靖国神社との関係についての検討経過を知る上で重要と思われる資料を収録した。なお、この資料は現在環境省自然環境局総務課において保管され、情報公開対象資料となっているので、しかるべき手続により利用することが可能である。

#### (六) その他の資料

以上のほか、本編には、靖国神社問題に関係する国会会議録（一部、帝国議会を含む）、質問主意書・政府統一見解等、関係する訴訟の判決の一部を収録した。これらについては、網羅的な一覧を作成して掲載したので、合わせて利用いただきたい。

特に、国会会議録については、靖国神社問題に係る国会会議録を網羅的に検索し、「靖国神社問題関係国会等会議録一覧」を作成した。この一覧は、国会会議録フルテキスト・データベースを検索し、該当箇所をすべて読むことにより、靖国神社問題の論点に関わると判断した審議について網羅的に採録したものである。検索にあたっては、靖国、合祀、戦没者、追悼、慰霊、英霊、千鳥

ヶ淵、無名戦士、戦争犠牲者、神社、参拝等のキーワードを使用した。発言者単位のヒット数は、延べ七、五六二件であり、この一覧への収録件数は、七六六件である。このうち、三五八件の本文を収録した。

#### 四 参考文献と調査研究への展望

ここでは、本編をご利用いただく上で参考となる文献の若干を紹介するとともに、今後の調査研究への展望について触れておきたい。なお、参考文献の選択は本書の性格と収録資料の内容に即したものであり、靖国神社問題全般に関するものではない。また、調査研究については、学術的な調査研究の基盤整備を念頭に置きつつも、国政上の課題の解決を志向した政策研究への展望について、若干の私見を交えて、述べることにしたい。

#### (一) 靖国神社に関する資料について

靖国神社とはなにか、この問いに応えるためのもっとも基礎となる資料は、靖国神社が所蔵する文書・記録に依拠した刊行物である。

靖国神社の歴史叙述は、明治四四（一九一一）年に刊行された『靖国神社誌』（靖国神社発行兼編輯）をもって嚆矢とする。この書は、靖国神社第三代宮司である賀茂百樹の編纂執筆にかかるもので、東京招魂社の創建から日露戦争後のこの時期までの記録を歴史的にまとめたものである。賀茂百樹は、明治四二年から昭和一三年まで、三〇年間にわたって宮司の職にあり、江戸時代の国学者賀茂真淵の家系を継いだ国学者でもあった。賀茂は

『靖国神社誌』の刊行と同時に『靖国神社事歴大要』（国  
晃社、明治四四年）を著し、また、昭和一〇年には、全  
五巻の『靖国神社忠魂史』を編んだ。これは、明治維新  
前後から満洲事変・上海事変までの戦史、個々の戦闘、  
事件等と対応させて、この時点までの一二万八千余柱の  
氏名と事績を収録した膨大な記録である。

靖国神社が編集刊行した基本的な資料は、昭和五八年  
から五九年にかけて刊行された『靖国神社百年史 資料  
篇』（上・中・下）三冊と、昭和六二年刊行の『靖国神  
社百年史 事歴年表』である。『資料篇』は神社所蔵の  
文書資料等を一七部門に分類整理して収録したもので、  
『事歴年表』は昭和六〇年までをカバーした詳細なもの  
であるが、当初予定されていた『総説』一卷は、編著者  
の森谷秀亮博士（元駒沢大学教授）の急逝により実現し  
なかった。このためもあって、靖国神社の通史的記録は、  
現在にいたるまで存在しない。

本書に収録した靖国神社所蔵の一連の文書は、靖国神  
社理解の基礎となるべき資料の公開利用の役割を担うと  
いう側面を持っている。靖国神社はその存在形態として  
は、一個の宗教法人ではあるが、その所蔵資料は戦前期  
に関しては陸海軍という国の機関の行政文書であり、戦  
後においても「公的な」性格を帯びていることは否定で  
きないのであり、その意味でも、靖国神社所蔵資料の歴  
史資料としての重要性は高いであろう。

(二)陸海軍省から厚生省及び靖国神社への「靖国神社事  
務」の継承について

戦後、陸海軍省が解体されるに伴って、両省が所管し  
ていた靖国神社に関する事務は、どのように継承あるい  
は変化していったのであろうか。この経過に関する記録  
や調査研究は、管見ではあるが、ほとんど存在していな  
い。

大原康男国学院大学教授の『神道指令の研究』（原書  
房、平成五年）の第七章「靖国神社・護国神社に対する  
施策」は、この経過について靖国神社所蔵文書も使用し  
た唯一の研究である。これによれば、昭和二〇年一月  
二五日の閣議決定により陸海軍省が廃止され、一月一  
日付けで第一復員省・第二復員省が発足したが、両省大  
臣の所管事項は陸海軍大臣の所掌事項のうち、「復員及  
び之に関連する事項」とされていた。以後の変遷は左記  
のとおりである。

陸軍省 ↓ 第一復員省 ↓ 復員庁第一復員局 ↓ 厚

生省第一復員局 ↓ 厚生省復員局

海軍省 ↓ 第二復員省 ↓ 復員庁第二復員局 ↓ 第

二復員局 ↓ 厚生省復員局

厚生省復員局 ↓ 引揚援護庁（昭和二三年五月）

↓ 厚生省引揚援護局（昭和二九年四月） ↓ 厚生省

援護局 ↓ 厚生省社会・援護局

今回収録した第一復員省の「復員留守業務規程」（昭  
和二一年四月一五日、一復第七四四号）によれば、その  
第二条で、「留守業務」のうちの「扶助業務」のひとつ  
として「靖国神社合祀手続」が規定されており、「第五  
章 扶助業務等ノ処理」では「靖国神社合祀有資格者ノ  
調査及合祀手続」（第三十四条）等の規程がある。

これらの業務がどのように厚生省の外局である引揚援護庁、そして厚生省引揚援護局に継承されていったのか、また、靖国神社に「移管」されていったのかを具体的に跡付けることによって、昭和三〇年代の厚生省の合祀協力事務の理解・検証が深まるものと思われる。

なお、戦後の引揚援護事業の記録としては、『引揚援護の記録』（引揚援護庁編刊、昭和二五年）、『続・引揚援護の記録』（厚生省引揚援護局編・厚生省刊、昭和三〇年）、『続々・引揚援護の記録』（厚生省援護局編・厚生省刊、昭和三八年。二〇〇〇年六月、『引揚援護の記録』全三巻として、クレス出版より復刻）がある。これらの記録のうちで、靖国神社に関連するものとしては、『続々・引揚援護の記録』の第四章「引揚者・旧軍人等に対する法的施策の改正」の、戦傷病者戦没者遺族等援護法、恩給法、未帰還者留守家族等援護法等に関する記述が重要である。今回の収録資料の印象からは、これらの法的施策は、靖国神社の合祀とかなり直接的に連動した部分があると思われる。

### (三) GHQの宗教政策と日本側の対応について

占領期の靖国神社改革をはじめとするGHQの宗教政策と、これに対する日本側の対応についての研究が本格化したのは、一九八〇年代後半以後のことである。本稿の三の(三)で触れたウィリアム・ウッダードの『天皇と神道』（サイマル出版会、一九八八年）、阿部美哉『政教分離 日本とアメリカにみる宗教の政治性』（サイマル出版会、一九八九年）、前述した大原康男『神道指令の研究』

のほか、研究プロジェクトの成果としては、井門富二夫編『占領と日本宗教』（未来社、一九九三年）がある。この書は井門富二夫・筑波大学教授（当時）を研究代表者とする共同研究「連合軍の日本占領と日本宗教に関する基礎的研究」の成果であり、「アメリカの日本占領とその影響」（第一部）、「占領と日本宗教制度の変遷」（第二部）、「占領と日本宗教」（第三部）、「回想 占領と日本宗教」（第四部）及び研究動向・文献目録・関係年表から成り、この分野におけるもつとも総合的、体系的な研究書であり、占領期の靖国神社改革の歴史的位付けを検討する上で、重要な資料である。

占領期における宗教政策と靖国神社問題の展開に関しては、岸本英夫東京大学教授（当時。宗教学）の活動と著作が重要である。GHQのバンス宗教課長の顧問となつた岸本英夫がGHQと日本側の橋渡し役として活動した記録は、岸本の回想「嵐の中の神社神道」（『戦後宗教回想録』、新宗教新聞社、昭和三八年。脇本平也・柳川啓一編『岸本英夫集第五巻 戦後の宗教と社会』溪声社、一九七六年、所収）などに描かれている。また、神社本庁の設立をはじめとする神社、神道関係者の活動・事蹟とその記録、著作等も、占領期の靖国神社問題を理解する上できわめて重要なものである。

### (四) 合祀基準の変遷について

靖国神社の合祀基準については、国立国会図書館調査及び立法考査局が昭和五十一年に編集刊行した『靖国神社問題資料集』（三〜四ページ）に、「合祀基準と手続き」

が掲載されている。この資料は、そこに付されている編者の注記によれば「以下の合祀関係資料は昭和五一年一月靖国神社から提供されたもの」とあるように、当時の資料集編集担当者が靖国神社に問合せ、これに対する神社の回答文書を掲載したものである。

この回答によれば、戦前の合祀については「陸海軍省で一定の基準を定めていたようであるが、極秘に取扱われていたため確実なことはわからない。また明文化されたものは無かったようである。(中略)昭和十七年ごろ、すなわち大東亜戦争戦没者の合祀審議を行うようになって、はじめて「合祀資格審査内規」のようなものを前例に基いて作成し、審査委員のみに配布されたようである」と記述されている。靖国神社の記録によれば、昭和四九年三月に靖国神社法案の国会審議に関連して、衆議院法制局より日本遺族会に対して合祀基準と手続について問合せがあり、同年四月に靖国神社が回答したという。さらに、昭和五〇年一月の調査局からの問合せに対する靖国神社の回答が、昭和五一年の資料集に掲載されたこれらの経緯からすると、神社側には当時のさまざまな状況に対する考慮があり、このような回答が作成されたものと推定される。

また、合祀対象の「一 軍人軍属」の欄には「平和条約第十一条により死亡した者(戦争裁判受刑者)」とあり、これに编者注として「ただしA級戦犯は未合祀」とある。これについても、「平和条約第十一条により死亡した者」には広田弘毅元首相のように軍人軍属ではない文官がいたのであり、また、未決拘禁中に病死した松岡

洋右元外相のようにこの分類に該当しない者もいるのである。つまり、この項目は、基準として明確ではなく、编者注も正確とは言い難い。昭和五三年に「A級戦犯」が合祀されたのち、この基準は、「ただし書き」の部分が「靖国神社では「昭和殉難者」と呼称する」と改訂されて、『やすくの祈り』(靖国神社 やすくにの祈り編集委員会編著、産経新聞ニュースサービス、平成一年)に掲載された。

合祀の基準と手続については、本編収録の関係文書に見られるとおり、大正期以降昭和戦前期まで、極めて体系的な基準と詳細な手続による個別の資格審査が行われてきたのである。また、戦後においては、この基準と運用が事実上継承された部分と、援護施策の展開に対応して新たに追加された部分がある。合祀の基準と手続については、本編収録資料等に基づく調査と検討によって明らかとなろう。とりわけ検討を要するのは「合祀基準」という用語と概念である。今回収録した「合祀者資格審査方針綴」の文書によれば、機械的に一律に適用される基準が存在したのではないようである。資格と審査という一連の制度運用の全体像からの「基準」の理解も必要なのではなからうか。

なお、昭和三〇年代前半をピークとする国の合祀協力についても、本編に収録した厚生省と靖国神社の打合せ記録や合祀対象の分類表などの検討によって、その具体的な姿が明確になるものと思われる。

(五)東京裁判と「A級戦犯」の合祀について

いわゆる「A級戦犯」一四名については、たびたび報道されて周知のように、昭和五三年秋に合祀され、翌年の四月新聞等で広く知られるところとなった。靖国神社が合祀するにあたっては、昭和三年に厚生省が合祀協力事務を実施して以降、原則的には厚生省から送付される祭神名票等によるデータに基づいて行われてきた。しばしば報道され、また、本編収録の厚生省資料にあるように、「A級戦犯」の通知は昭和四年に行われたが、この時の目録には一二名の氏名・肩書きは記載されているが、松岡洋右・永野修身の二名は記載がない。当時、まだ遺族援護法の適用外と解されたりしい内地未決拘禁中死亡の二名については、厚生省の名簿には載せられなかったものと思われる。

戦争裁判関係死没者の靖国神社合祀については、豊田限雄『戦争裁判余録』（泰生社、昭和六一年）に重要な記述がある。同書によれば（四五五ページ以下）、戦争裁判の刑死者及び獄死者の合祀を推進したのは、戦争受刑者世話会であった。この会は、昭和二七年に、藤原銀次郎を理事長に、政財界、旧軍人の有力者によって設立された組織で、戦争裁判の受刑者と家族の物心両面の支援活動を行っている。先に触れた戦傷病者戦没者遺族等援護法の受刑者への適用の推進のほか、戦争裁判の刑死者及び獄死者の合祀についても働きかけている（例えば、同書四五六ページ以下、昭和二九年八月二〇日の原忠一・戦争受刑者世話会常任理事から、靖国神社奉賛会の大谷藤之助事務総長あての照会）。

東京裁判と「A級戦犯」合祀については、このような

戦後のプロセスの検証も必要なのではなからうか。その意味から、国によって行われた戦争裁判関係資料収集事業も注目される。この事業は、昭和三年九月、法務省、外務省、厚生省の三省による「戦争裁判関係資料収集計画大綱」に基づき、法務省官房調査課が開始し、昭和三年には組織改正により新設された司法法制調査部の司法法制課がこれを継ぎ、以後、通算一八年間にわたって継続されたものである。豊田の前掲書（四七六ページ以下）によれば、この事業を通じて多数の資料が収集され、『戦争犯罪裁判概史』（原稿）とその抜粋として『戦争犯罪裁判概史要』（タイプ印刷・仮製本）が作成されたことであり、また、戦争受刑者世話会の業務報告といった資料も存在するようである。

むすびにかえて

資料調査の過程で、関係資料の存在の可能性がありながら、時間的制約その他の事情により、調査ができなかったものも少なからずある。国立公文書館、防衛省戦史室、日本遺族会の関係資料、あるいは戦争犠牲者援護会、戦争受刑者世話会、白菊遺族会等、戦後の一時期存在した団体の関係資料などがそれである。靖国神社問題は、戦後日本の政治史、社会史の中で考察されるべき側面が大きいと思われることから、この方面の資料も重要である。また、調査局内の研究段階では、靖国神社問題に関する、諸外国の政府等の見解、報道、研究などにも目配りはしていたのであるが、実施にはいたらなかった。靖国神社問題のいわば「国際的側面」に関する資料も今後、

その重要性が高まると思われる。

今回、本編に収録した資料は、ページ数の制約等によって絞らざるをえなかったとはいえ、靖国神社問題に関する基本的かつ重要な資料を相当数収録することができたことは、多くの関係機関、関係者のご協力の賜物である。

本編の刊行にあたり、資料の調査と収集に全面的にご協力いただいた靖国神社事務所（靖国偕行文庫）の方々には、深く感謝するとともに厚くお礼を申し上げます。また、佐藤功教授関係資料をご提供いただいた佐藤道子さん（故佐藤功上智大学名誉教授夫人）と矢島基美上智大学教授に感謝とお礼を申し上げます。さらに、資料の調査と収集でお世話になった、次の機関及び皆様にお礼申し上げます（順不同、敬称略）。

厚生労働省社会・援護局業務課調査資料室、環境省自然環境局総務課、財団法人千鳥ヶ淵戦没者墓苑奉仕会、内閣官房副長官補室、財団法人日本遺族会、米国・オレゴン大学図書館特別コレクション・大学アーカイブズ、板垣正（元参議院議員）、高見勝利（上智大学教授）、阪本是丸（国学院大学教授）、赤澤史朗（立命館大学教授）、芦部律（故芦部信喜東京大学名誉教授夫人）、笹本征男（占領史研究者）、中曽根康弘（元首相）、伊藤隆（政策研究大学院大学リサーチフェロー、東京大学名誉教授）、清水節（金沢工業大学講師）、梅原猛（国際日本文化研究センター顧問）、曾野綾子（作家）、知野虎雄（元会計検査院長）、藤尾正人（白鷺えくれ舎伝道者、元国立国会図書館職員）

なお、本編の編集総括は春山が担当し、編集、校正及び資料一覧表の作成は南亮一（文教科科学技術課主査）が担当した。資料研究組織である「靖国神社問題等関係資料研究会」のメンバーは、春山（代表者）、南（庶務担当）のほか、岡村美保子（文教科科学技術課長）、田中久徳（同課主査）、大磯輝将（同課副主査）、等雄一郎（外交防衛課長）、山田邦夫（政治議会課憲法室長）、江澤和雄（調査企画課長、前・文教科科学技術課長）である。米オレゴン大学図書館資料の調査・収集については、米国に派遣されている加藤祐平（主題情報部政治史料課）のほか、山田敏之（政治史料課長）、堀内寛雄（同課課長補佐）の協力を得た。また、校正、目次作成については、長南政義（国学院大学大学院法学研究科博士課程）が担当した。編集総括担当として以上の諸氏の労に感謝したい。

（はるやま めいてつ 文教科科学技術調査室）